

2018(平成30)年度～2022年度

# 第13次労働災害防止計画

佐賀労働局 確定値版

厚生労働省 佐賀労働局

平成30年4月13日改訂

## < 目次 >

1 計画のねらい	1
（１）計画が目指す社会	1
（２）計画期間	1
（３）計画の目標	1
（４）計画の評価と見直し	3
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	3
（１）死亡災害の発生状況と対策の方向性	3
（２）死傷災害の発生状況と対策の方向性	6
（３）労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性	8
（４）疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性	9
（５）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性	10
3 計画の重点事項	11
（１）死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	
（２）過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	
（３）就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	
（４）疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	
（５）化学物質等による健康障害防止対策の推進	
4 重点事項ごとの具体的取組	12
（１）死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	12
ア 建設業における墜落・転落災害等の防止	12
イ 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止	12
（２）過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	13
ア 労働者の健康確保対策の強化	13
（ア）企業における健康確保措置の推進	13
（イ）産業医・産業保健機能の強化	13
イ 過重労働による健康障害防止対策の推進	13
ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進	13

(ア)メンタルヘルス不調の予防	13
(イ)パワーハラスメント対策の推進	14
エ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進	14
オ 副業・兼業、テレワークへの対応	14
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	14
ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応	14
(ア)食料品製造業対策	14
(イ)第三次産業対策	15
(ウ)陸上貨物運送事業対策	16
(エ)林業対策	16
(オ)転倒災害の防止	17
(カ)交通労働災害対策	17
(キ)腰痛の予防	17
(ク)熱中症の予防	18
(ケ)職場における「危険の見える化」の推進	18
イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者等の労働災害の防止	18
(ア)高年齢労働者対策	18
(イ)非正規雇用労働者対策	18
(ウ)外国人労働者、技能実習生対策	19
ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応	19
(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	19
ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進	19
イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり	20
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	20
ア 化学物質による健康障害防止対策	20
(ア)化学物質による健康障害防止対策	20
(イ)化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実	20
イ 石綿による健康障害防止対策	20
(ア)解体等作業における石綿ばく露防止	20
(イ)労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存	21

ウ	受動喫煙防止対策	2 1
エ	電離放射線による健康障害防止対策	2 1
オ	粉じん障害防止対策	2 1
( 6 )	企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	2 1
ア	企業のマネジメントへの安全衛生の取込み	2 1
イ	業界団体の体制整備の促進	2 2
( 7 )	国民全体の安全・健康意識の高揚等	2 2
ア	高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施	2 2
イ	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進	2 2
<b>参考</b>	佐賀労働局第12次労働災害防止計画の目標と実績(概要)・・・・・・・・・・	2 3

## 1 計画のねらい

### (1) 計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

産業構造の変化や多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心・安全かつ健康に働くことができる佐賀県を実現するため、2018年度（平成30年度）を初年度とする5年間にわたる労働災害防止計画（第13次労働災害防止計画。以下「13次防」という。）を策定するものである。

計画は、労働安全衛生施策の選択と集中を進めるとともに、行政、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者等が連携し合い、協働して労働災害防止に取り組むことにより、より効果的に計画を推進し、誰もが安心して働ける職場環境を実現するものとする。

なお、以下の記述において、平成10年度を初年度とした5か年計画を「9次防」、平成15年度を初年度とした5か年計画を「10次防」、平成20年度を初年度とした5か年計画を「11次防」、平成25年度を初年度とした5か年計画を「12次防」という。

### (2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

### (3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

死亡災害については、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、死亡者数を12次防期間中の年平均と比較して、2022年までに15%以上減少させる（6人以下とする）。

死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

重点とする業種の目標は以下のとおりとする。

- ・ 建設業については、死亡者数を 12 次防期間中の総数と比較して、13 次防期間の 5 年間で 15%以上減少させる（14 人以下とする）。
- ・ 製造業については、死亡者数を 12 次防期間中の総数と比較して、13 次防期間の 5 年間で 15%以上減少させる（4 人以下とする）。
- ・ 製造業のうち食料品製造業については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 10%以上減少させる。
- ・ 陸上貨物運送事業、小売業及び飲食店については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5 %以上減少させる。
- ・ 社会福祉施設については、死傷者数を 2022 年までに 2017 年より減少させる。上記以外の目標については、以下のとおりとする。
- ・ ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を 80%以上(63.3%:2016 年)とする。
- ・ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を 2022 年までに 2017 年より減少させる。
- ・ 職場での熱中症による労災認定件数を 12 次防期間中の総数と比較して、13 次防期間の 5 年間で 5 %以上減少させる。

#### 計画の目標（主な目標）

死亡者数 12 次防期間中の年平均と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる（6 人以下とする）。7.6 6人以下  
死傷者数 2017 年と比較して、2022 年までに 5 %以上減少させる。  
1,108 1,052 人/5 年以下の水準を早期に達成

#### 計画の目標（重点とする業種の目標）

建設業 死亡者数を 12 次防期間中の総数と比較して、13 次防期間の 5 年間で 15%以上減少させる（14 人以下とする）。17 14人/5 年以下  
製造業 死亡者数を 12 次防期間中の総数と比較して、13 次防期間の 5 年間で 15%以上減少させる（4 人以下とする）。5 4人/5 年以下  
食料品製造業  
死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 10%以上減少させる。  
152 136 人/年以下

陸上貨物運送事業、小売業、飲食店

死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5 %以上減少させる。

陸上貨物運送事業 141 133人/年以下

小売業 87 78人/年以下 飲食店 33 29人/年以下

社会福祉施設

死傷者数を 2022 年までに 2017 年より減少させる。94 93人/年以下

#### 計画の目標（健康確保対策等に係る目標）

ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を 80%以上(63.3%:2016 年)とする。63(2016年) 80%以上

第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を 2022 年までに 2017 年より減少させる。49 48人/年以下

職場での熱中症による労災認定件数を 12 次防期間中の総数と比較して、13 次防期間の 5 年間で 5 %以上減少させる。288 273人/5年以下

#### (4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行うとともに、必要に応じ、計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済情勢の変化も含めて分析を行う。

## 2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

### (1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡災害については、9 次防期間中においては 80 人を超える方の尊い命が失われていたものが、11 次防、12 次防期間中は 40 人を下回るまで減少している。

しかしながら、平成 10 年以降の 20 年間の死亡災害の発生状況について、労働災害防止計画の 5 年ごとに平均して見ると、重点業種として取り組んできた製造業は全業種平均の減少率に届かず、11 次防期間と 12 次防期間を比較すると 2 人(40.0%)増加している状況にある。同じく重点業種の一つであった建設業は依然として死亡災害全体の 3 分の 1 以上を占める状況にあり、11 次防期間と 12 次防期間を比較すると 6 人(54.5%)増加している。こうした状況から、製造業及び建設業について、

引き続き重点業種として対策に取り組むことが必要である（表1）。

これらの背景として、社会経済環境の変化とも相まって、様々な問題が顕在化してきていることが挙げられる。具体的には、年齢構成の偏りによる作業に習熟したベテラン労働者の不足、業務アウトソーシングの増加による現場管理の複雑化、生産設備の自動化等による異常時対応の困難化等が課題となっている。

		9次防 (H10～14年)	10次防 (H15～19年)	11次防 (H20～24年)	12次防 (H25～29年)
製造業	(各期間総数(人))	8	6	3	5
	(合計に占める割合(%))	9.9	11.3	8.8	13.2
	(各期間年平均(人))	1.6	1.2	0.6	1.0
	(9次防からの増減率(%))		25.0	62.5	37.5
食料品製造業	(各期間総数(人))	1	3	0	2
	(合計に占める割合(%))	1.2	5.7	0.0	5.3
	(各期間年平均(人))	0.2	0.6	0.0	0.4
	(9次防からの増減率(%))		200.0	100.0	100.0
建設業	(各期間総数(人))	30	18	11	17
	(合計に占める割合(%))	37.0	34.0	32.4	44.7
	(各期間年平均(人))	6.0	3.6	2.2	3.4
	(9次防からの増減率(%))		40.0	63.3	43.3
陸上貨物運送業	(各期間総数(人))	16	13	4	6
	(合計に占める割合(%))	19.8	24.5	11.8	15.8
	(各期間年平均(人))	3.2	2.6	0.8	1.2
	(9次防からの増減率(%))		18.8	75.0	62.5
道路貨物運送業	(各期間総数(人))	16	13	4	6
	(合計に占める割合(%))	19.8	24.5	11.8	15.8
	(各期間年平均(人))	3.2	2.6	0.8	1.2
	(9次防からの増減率(%))		18.8	75.0	62.5
林業	(各期間総数(人))	0	2	5	1
	(合計に占める割合(%))	0.0	3.8	14.7	2.6
	(各期間年平均(人))	0.0	0.4	1.0	0.2
	(9次防からの増減率(%))				
第三次産業	(各期間総数(人))	20	9	7	7
	(合計に占める割合(%))	24.7	17.0	20.6	18.4
	(各期間年平均(人))	4.0	1.8	1.4	1.4
	(9次防からの増減率(%))		55.0	65.0	65.0
上記以外の業種	(各期間総数(人))	7	5	4	2
	(合計に占める割合(%))	8.6	9.4	11.8	5.3
	(各期間年平均(人))	1.4	1.0	0.8	0.4
	(9次防からの増減率(%))		28.6	42.9	71.4
全業種合計	(各期間総数(人))	81	53	34	38
	(各期間年平均(人))	16.2	10.6	6.8	7.6
	(9次防からの増減率(%))		34.6	58.0	53.1

業種別に、事故の型別を見ると、製造業については、機械災害対策として重点的に取り組んできた「はさまれ・巻き込まれ」による死亡災害や機械設備の使用・点検時の「激突され」による死亡災害が発生しており対策が必要である（表2）。



		9次防 (H10～14年)	10次防 (H15～19年)	11次防 (H20～24年)	12次防 (H25～29年)
はさまれ・巻き込まれ	(各期間総数(人))	2	0	1	1
	(合計に占める割合(%))	25.0	0.0	33.3	20.0
	(各期間年平均(人))	0.4	0.0	0.2	0.2
	(9次防からの増減率(%))		100.0	50.0	50.0
墜落・転落	(各期間総数(人))	2	2	2	0
	(合計に占める割合(%))	25.0	33.3	66.7	0.0
	(各期間年平均(人))	0.4	0.4	0.4	0.0
	(9次防からの増減率(%))		0.0	0.0	100.0
崩壊・倒壊	(各期間総数(人))	2	1	0	0
	(合計に占める割合(%))	25.0	16.7	0.0	0.0
	(各期間年平均(人))	0.4	0.2	0.0	0.0
	(9次防からの増減率(%))		50.0	100.0	100.0
激突され	(各期間総数(人))	0	1	0	2
	(合計に占める割合(%))	0.0	16.7	0.0	40.0
	(各期間年平均(人))	0.0	0.2	0.0	0.4
	(9次防からの増減率(%))				
製造業合計	(各期間総数(人))	8	6	3	5
	(各期間年平均(人))	1.6	1.2	0.6	1.0
	(9次防からの増減率(%))		25.0	62.5	37.5

同様に、建設業については最も死亡者数が多い「墜落・転落」について、対策を強化していくことが必要である(表3)。

		9次防 (H10～14年)	10次防 (H15～19年)	11次防 (H20～24年)	12次防 (H25～29年)
墜落・転落	(各期間総数(人))	16	7	2	7
	(合計に占める割合(%))	53.3	38.9	18.2	41.2
	(各期間年平均(人))	3.2	1.4	0.4	1.4
	(9次防からの増減率(%))		56.3	87.5	56.3
崩壊・倒壊	(各期間総数(人))	1	1	1	2
	(合計に占める割合(%))	3.3	5.6	9.1	11.8
	(各期間年平均(人))	0.2	0.2	0.2	0.4
	(9次防からの増減率(%))		0.0	0.0	100.0
激突され	(各期間総数(人))	6	0	1	2
	(合計に占める割合(%))	20.0	0.0	9.1	11.8
	(各期間年平均(人))	1.2	0.0	0.2	0.4
	(9次防からの増減率(%))		100.0	83.3	66.7
はさまれ・巻き込まれ	(各期間総数(人))	1	3	2	2
	(合計に占める割合(%))	3.3	16.7	18.2	11.8
	(各期間年平均(人))	0.2	0.6	0.4	0.4
	(9次防からの増減率(%))		200.0	100.0	100.0
建設業合計	(各期間総数(人))	30	18	11	17
	(各期間年平均(人))	6.0	3.6	2.2	3.4
	(9次防からの増減率(%))		40.0	63.3	43.3

## (2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

死傷災害については、全国においては、平成10年以降の20年間で死傷者数は15%弱の減少となっているが、佐賀県内においては増減を繰り返し、12次防期間の期間年平均は、9次防期間の期間年平均と比べ、僅か1.7%の減少に止まっている。

これを業種別に見ると、製造業及び建設業においては、死傷者数自体は依然として多いものの、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。その一方で、製造業の中の食料品製造業は増加している。また、陸上貨物運送事業、第三次産業は増加しており、中でも、社会福祉施設は死傷者数の増加幅が著しい(表4)。

		9次防 (H10～14年)	10次防 (H15～19年)	11次防 (H20～24年)	12次防 (H25～29年)
(表4) 労働災害防止計画期間ごとの業種別死傷災害の推移(9次防～12次防)					
製造業	(各期間年平均(人))	334	310	280	275
	(9次防からの増減率(%))		6.9	16.0	17.5
食料品製造業	(各期間年平均(人))	107	113	109	120
	(9次防からの増減率(%))		6.2	2.5	12.8
建設業	(各期間年平均(人))	236	197	155	175
	(9次防からの増減率(%))		16.5	34.2	25.5
陸上貨物運送業	(各期間年平均(人))	144	153	137	154
	(9次防からの増減率(%))		6.2	5.2	6.8
林業	(各期間年平均(人))	17	19	20	15
	(9次防からの増減率(%))		16.4	18.8	9.1
第三次産業	(各期間年平均(人))	331	370	383	429
	(9次防からの増減率(%))		11.9	15.6	29.7
小売業	(各期間年平均(人))	90	90	89	99
	(9次防からの増減率(%))		0.5	1.3	9.9
社会福祉施設	(各期間年平均(人))	16	25	43	76
	(9次防からの増減率(%))		55.0	170.0	373.8
飲食店	(各期間年平均(人))	27	30	32	33
	(9次防からの増減率(%))		10.4	17.8	22.2
全業種合計	(各期間年平均(人))	1,102	1,091	1,017	1,089
	(9次防からの増減率(%))		1.0	7.7	1.2

9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。

業種別・年別労働災害発生状況(平成20年～平成29年)

	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	11 次 防 合 計	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	12 次 防 合 計	対 11 次 防 増 減 率 (%)	12 次 防 の 減 少 目 標 (%)	12 次 防 の 業 種 別 割 合 (%)	11 次 防 の 業 種 別 割 合 (%)
製 造 業	352	224	253	293	279	1,401	289	243	239	291	314	1,376	1.8	15	25.3	27.5
食料品製造業	136	81	96	118	116	547	132	103	85	130	152	602	10.1	15	11.1	10.8
鉱 業	4	2	4	1	2	13	1	3	4	1	1	10	23.1	15	0.2	0.3
建 設 業	162	151	145	157	160	775	208	172	179	153	165	877	13.2	15	16.1	15.2
陸上貨物運送業	145	124	146	132	137	684	164	175	152	138	141	770	12.6	15	14.1	13.4
道路貨物運送業	118	106	137	121	128	610	152	156	133	114	122	677	11.0	20	12.4	12.0
港 湾 運 送 業	1	0	1	0	1	3	1	3	0	1	2	7	133.3	15	0.1	0.1
農 林 業、畜産・水産業	49	48	44	39	38	218	46	39	45	39	40	209	4.1	15	3.8	4.3
林 業	24	24	23	16	11	98	17	17	16	14	11	75	23.5	15	1.4	1.9
第 三 次 産 業	392	381	410	344	386	1,913	412	420	424	457	434	2,147	12.2	15	39.4	37.6
小 売 業	95	86	91	79	92	443	87	111	109	99	87	493	11.3	20	9.1	8.7
社会福祉施設	33	49	51	34	49	216	75	72	69	69	94	379	75.5	10	7.0	4.2
飲 食 店	30	22	47	37	23	159	33	24	34	41	33	165	3.8	15	3.0	3.1
全 業 種 合 計	1,123	940	1,018	985	1,020	5,086	1,129	1,063	1,054	1,089	1,108	5,443	7.0	15		

(資料)：労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

また、事故の型別に見ると、「飛来・落下」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」など、減少幅が全業種平均を上回っているものも認められるが、製造業や建設業に多い「墜落・転落」については、ほとんど減少しておらず、高い年齢層で発生しやすい「転倒」、「動作の反動・無理な動作」といったものについては、大幅に増加している(表5)。

(表5) 労働災害防止計画期間ごとの事故の型別死傷災害の推移(9次防～12次防)

		9次防 (H10～14年)	10次防 (H15～19年)	11次防 (H20～24年)	12次防 (H25～29年)
墜落・転落	(各期間年平均(人))	203	207	189	198
	(9次防からの増減率(%))		2.2	6.7	2.4
転倒	(各期間年平均(人))	209	216	215	235
	(9次防からの増減率(%))		3.5	3.2	12.5
飛来・落下	(各期間年平均(人))	85	80	62	63
	(9次防からの増減率(%))		5.7	27.0	25.6
はさまれ・巻き込まれ	(各期間年平均(人))	175	159	146	120
	(9次防からの増減率(%))		9.3	16.6	31.2
切れ・こすれ	(各期間年平均(人))	100	85	79	75
	(9次防からの増減率(%))		15.4	21.0	24.6
交通事故(道路)	(各期間年平均(人))	70	86	71	66
	(9次防からの増減率(%))		23.0	1.6	5.5
動作の反動・無理な動作	(各期間年平均(人))	85	75	106	153
	(9次防からの増減率(%))		11.8	24.2	80.5
全業種合計	(各期間年平均(人))	1,102	1,091	1,017	1,089
	(9次防からの増減率(%))		1.0	7.7	1.2

9次防の期間平均は、平成11年～14年の平均である。

その他、死傷者数の増加幅が大きい第三次産業を業種別に見ると、小売業においては、「転倒」「墜落・転落」「交通事故」「動作の反動・無理な動作」が多く、社会福祉施設においては、「動作の反動・無理な動作」「転倒」で約3分の2を占めている。また、小売業や社会福祉施設における被災者の過半数は50歳以上となっている。飲食店については、「転倒」に加え、調理中の「切れ・こすれ」や「高温・低温の物との接触」が多く、年代別の割合は、10代20代が約2割、30代40代が約3割、50歳以上が約5割となっているが、近年50歳以上の割合が増加している。

社会福祉施設等における転倒災害の増加等は、働き盛り世代の確保が難しく、また高年齢労働者が参入しやすいなど、高年齢労働者の数や割合が増加していることと関連していると考えられる。

また、第三次産業においては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でない場合が多いため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが十分に機能していない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業では、危険性の高い機械や化学物質等を使用する機会が少ないことから、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が足りず、このことも災害が減少しない要因と考えられる。

こうしたことを踏まえると、労働力の高齢化や就業構造の変化への対応等も考慮して、対策を推進していくことが必要である。

### (3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。

佐賀労働局管内の精神障害の労災認定件数及び脳・心臓疾患の労災認定件数は、共に11次防期間中より12次防期間中が増加している(表6)。

このような中で、2015年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設された。

ストレスチェック制度においては、労働者一人一人のストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団分析して職場環境の改善に活用することが重要である。集団分析は努力義務であるが、その実施率は、63.3%(2016年)にとどまっている。

また、高ストレスやメンタルヘルス不調者等の労働者が産業医等による健康相談

等を安心して受けられることが重要であるが、全労働者の約3割が職場において仕事上の不安、悩み又はストレスについて、相談できる相手がいないと感じている現状がある。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組や労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するとともに、過労死等の防止対策を推進していくことが必要である。

《表6》

精神障害の労災認定件数（精神障害等支給決定件数、（ ）内は自殺件数）

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	期間計
11次防	2(1)	2(1)	3	6(1)	2(0)	15(3)
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	期間計
12次防	5(0)	1(0)	9(1)	5(0)	1(0)	21(1)

脳・心臓疾患の労災認定件数(脳・心臓疾患支給決定件数、( )内は死亡件数)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	期間計
11次防	4(2)	3(2)	2(2)	3(1)	2(0)	14(7)
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	期間計
12次防	6(0)	2(2)	4(0)	4(3)	2(0)	18(5)

#### (4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安全衛生法に基づく一般健康診断における結果の有所見率は、全国・佐賀県共に全労働者の半数を超え、年々増加を続けており、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。

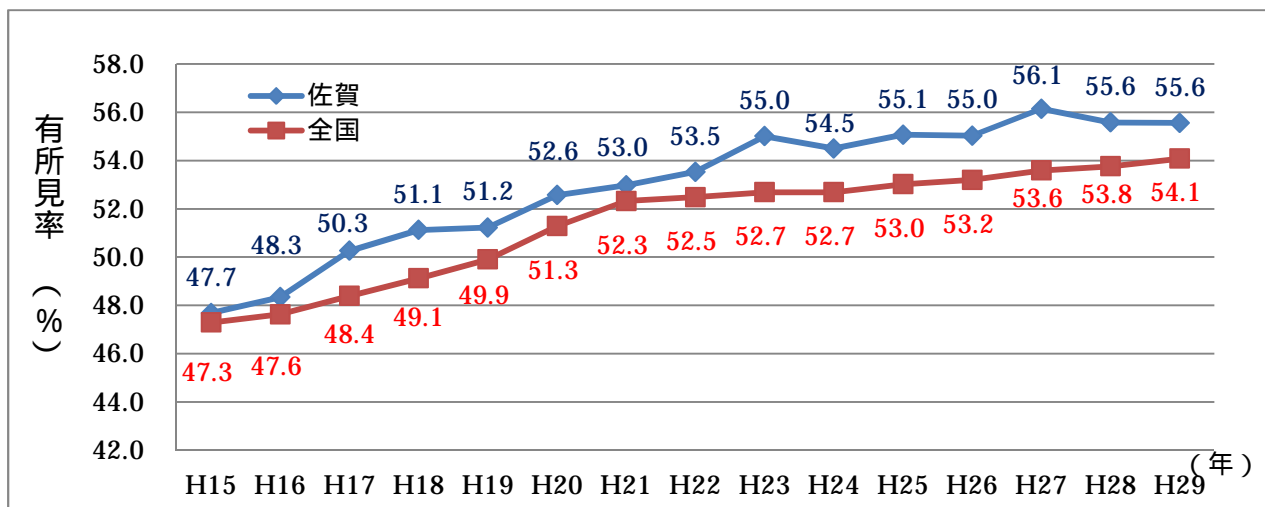
健康診断の結果に異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働力の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。

その一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

こうした状況を踏まえると、まずは、健康診断の結果に基づく就業上の措置を的確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

定期健康診断の有所見率の推移（平成15年～平成29年）



（5）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベル表示、リスクアセスメント等の実施が義務付けられているものは663物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

化学物質の危険性又は有害性等に関する情報提供の在り方について、厚生労働省における検討結果を踏まえ対応することが必要である。

また、佐賀労働局管内における石綿による労災認定件数は、11次防期間中15件に対し12次防期間中21件と増加している（表7）。

石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、2017年の約6万棟から、2030年頃のピーク時には約10万棟まで増加することを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

《表7》

石綿の労災認定件数

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	期間計
11次防	3	3	0	2	7	15
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	期間計
12次防	4	3	4	6	6	23

じん肺の新規有所見者（増悪者を含む）数は、11次防期間中17人に対し12次防期間中7人と減少したが、粉じん障害防止対策について、陶磁器製造業において後戻り傾向が見られる、呼吸用保護具使用が徹底されていない事業場が散見される等の問題が認められることから、第9次粉じん障害防止総合対策の計画的な推進を図る必要がある（表8）。

《表8》

じん肺の新規有所見者（増悪者含む）数

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	期間計
11次防	7	1	3	1	5	17
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	期間計
12次防	2	2	0	1	2	7

佐賀労働局管内の熱中症に係る労災認定件数は、11次防期間中176件に対し12次防期間中280件と大幅に増加した（表9）。

今後も夏季の猛暑による熱中症の多発が予想されることから、WBGT値の活用を含めた対策の強化が必要である。

《表9》

熱中症に係る労災認定件数

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	期間計
11次防	16	12	48	46	54	176
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	期間計
12次防	76	32	38	72	67	285

### 3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の5項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

## 4 重点事項ごとの具体的取組

### (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

#### ア 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・ 建設業においては、墜落・転落災害が12次防期間中の死亡災害のうち4割を超える状況にあることから、足場からの墜落・転落災害防止措置の徹底、足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱に基づく手すり先行工法等の「より安全な措置」を推進する。また、「墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会報告書」(平成29年6月13日墜落防止用の保護具の規制の在り方に関する検討会とりまとめ)を踏まえ、改正政省令の施行により、高所作業時における墜落防止用保護具については、フルハーネス型の使用が原則となるが、その適用に向けて普及促進を図る。改正政省令の適用後は、墜落防止用保護具の適切な使用の徹底を図る。
- ・ 死亡災害などの重篤災害につながりやすい建設機械や動力クレーン等使用時の災害も1割程度発生していることから、工事着手前のリスクアセスメントを確実にを行い、それに基づいた作業計画を策定して作業を行うなど、建設機械等を使用する際のリスクをより低減した作業方法の定着が図られるよう対策を図る。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(平成29年6月9日閣議決定)に基づき、建設工事の発注者に対し、仕様書に安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する事項を盛り込むことを要請するほか、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組について、国の機関、地方公共団体等と連携し、着実かつ計画的に実施する。

#### イ 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・ 製造業においては、死亡災害や障害の残る災害につながりやすい機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害が4分の1近くを占めていることから、機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を最重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、本質安全化のベースとなるリスクアセスメントの取組を積極的に促進する。  
また、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。
- ・ 主要な製造業の業界団体により構成される製造業安全対策官民協議会におけ



る安全対策の検討結果の周知を図り、事業場の自主的な安全確保の促進を図る。

## (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

### ア 労働者の健康確保対策の強化

#### (ア) 企業における健康確保措置の推進

過重労働・メンタルヘルス対策等の労働者の心身の健康確保対策がこれまでに強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。

なお、事業場における自主的な取組を促進するため「こころの健康づくり実行宣言事業所登録」制度を活用した取組を県と連携して行い、同制度の周知を図る。

#### (イ) 産業医・産業保健機能の強化

- ・ 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する。
- ・ 衛生委員会等の活動の活性化を図るため、産業医に衛生委員会等の参加を促すなどの取組を進める。

### イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等の労働者の健康管理を強化する。

### ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

#### (ア) メンタルヘルス不調の予防

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進する。
- ・ 佐賀産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。

- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成18年健康保持増進のための指針公示第3号)に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

#### (イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間の管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があることから、働き方改革実行計画を受けて開催された有識者と労使関係者からなる検討会の結果を踏まえて、パワーハラスメント対策を推進する。

#### エ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進

- ・ 雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるようにする。

#### オ 副業・兼業、テレワークへの対応

- ・ 副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、事業者が法令に基づく健康診断等の措置が必要な場合は適切に実施するよう周知していく。
- ・ テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間の管理を適切に行うとともに、事業者が法令に基づく安全衛生教育、健康診断等を適切に実施するよう周知していく。

### (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

#### ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

##### (ア) 食料品製造業対策

###### (労働災害の現状)

製造業全体において死傷災害が減少傾向にある中、食料品製造業については大幅な増加傾向に転じている。12次防期間中、事故の型別、起因物別の発生状況は、作業場での「転倒」、食品加工用機械等による「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」、荷の取扱中の「動作の反動・無理な動作」などでの災害で7割以上を占めている。

###### (講ずべき施策)

- ・ 死傷災害のうちの約3割を占める転倒災害については、4S(整理・整頓・

清掃・清潔)や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。

- ・ 機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、本質安全化のベースとなるリスクアセスメントの取組を積極的に促進する。

また、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

- ・ 主要な製造業の業界団体により構成される製造業安全対策官民協議会における安全対策の検討結果の周知を図り、事業場の自主的な安全確保の促進を図る。

### (イ) 第三次産業対策

#### (労働災害の現状)

11次防期間と12次防期間を比較すると小売業や社会福祉施設における災害が大幅に増加したこともあり、死傷者数は第三次産業全体で12.2%増加した。事故の型別、起因物別の発生状況においては、作業場での「転倒」「動作の反動・無理な動作」(腰痛など)、階段等からの「墜落・転落」、交通事故などの災害で約4分の3を占めている。

#### (講ずべき施策)・・・特に、小売業、社会福祉施設、飲食店対策

- ・ 死傷災害のうち、その発生割合が高い転倒災害については、4S(整理・整頓・清掃・清潔)や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図るとともに、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・ 多店舗展開で分散している業態の事業場については、事業場単位的安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の在り方について、経営トップに対する意識啓発を図るとともに、「働く人に安全で安心な店舗づくり推進運動」の促進を図る。
- ・ 社会福祉施設に対して、県や市町等が行う介護事業者に対する説明会、研修会などと連携し、安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害の防止、介護機器を導入し人力での抱え上げをしない介護による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及、徹底を図る。
- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

## (ウ) 陸上貨物運送事業対策

### (労働災害の現状)

この数年間については減少傾向を示しているが、11次防期間と12次防期間の死傷者数を比較すると12.6%増加しており、事故の型別、起因物別の発生状況においては、トラック荷台等からの「墜落・転落」、荷の取扱時の「動作の反動・無理な動作」（腰痛など）、作業場での「転倒」、トラック等での作業時の「はさまれ・巻き込まれ」などの災害（荷役作業時の災害）で3分の2近くを占めている。また、荷役作業時に発生している災害の中で最も割合が高い「墜落・転落」災害については、荷主先（配送・集荷先等を含む）で発生している割合が高くなっている。

### (講ずべき施策)

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の3分の2近くが荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部と連携し、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）の周知徹底を図る。
- ・ 自主的な安全衛生活動のより一層の促進に向け、陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部と連携し、各事業者における「年間安全衛生計画」の策定の徹底を図る。
- ・ 荷主先（配送・集荷先等を含む）で発生している災害の割合も高いため、荷主等事業場に対しても「荷役作業における安全ガイドライン」の周知を図るとともに、5大災害（墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走、トラック交替時の事故）の防止についての理解の促進を図る。

## (エ) 林業対策

### (労働災害の現状)

11次防期間と12次防期間を比較すると、死傷者数は23.5%、死亡者数は80%減少した。事故の型別、起因物別の発生状況においては、チェーンソーによる「切れ・こすれ」、伐木等作業中における立木等の「飛来・落下」「激突され」などの災害が約6割を占めている。

### (講ずべき施策)

- ・ 林業においては、チェーンソーによる伐木等作業中に重篤な災害が発生する危険性があることから、その一層の減少を図るため、「伐木作業等における安全対策のあり方に関する検討会」における議論の結果を踏まえた労働安全衛生法施行規則等の改正内容（安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、下肢

を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の充実強化)等の周知徹底について佐賀森林管理署や関係団体と連携して取り組む。

- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会の安全管理士等による指導と併せ、佐賀森林管理署及び林業・木材製造業労働災害防止協会佐賀県支部と連携し、林業普及指導員等による伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実を図る。

### (オ) 転倒災害の防止

(労働災害の現状)

転倒災害による死傷者数は2割以上を占め、事故の型別では最も多く発生している。また、製造業、陸上貨物運送事業、第三次産業など幅広い業種で数多く発生しており、業種横断的な取組が必要である。

(講ずべき施策)

- ・ 死傷災害のうちの2割強を占める転倒災害については、4S(整理・整頓・清掃・清潔)や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- ・ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知を図るとともに、転倒災害防止のための教材について周知しその活用促進を図る。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操の周知・普及を図る。

### (カ) 交通労働災害対策

(労働災害の現状)

交通事故による死傷者数は、死傷者数全体の6~7%程度で推移しているが、死亡災害の原因として交通事故が占める割合が増加しており、死亡災害の撲滅に向けた業種横断的な取組が必要である。

(講ずべき施策)

- ・ あらゆる機会を通じ「交通労働災害防止のためのガイドライン」(以下「交通ガイドライン」という。)の周知徹底を図る。
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部と連携し、パトロール、交通労働災害防止キャンペーン等を実施し、交通事故防止の意識啓発、交通ガイドラインの周知徹底を図る。

### (キ) 腰痛の予防

- ・ 年間5,000件程度(全国)の発生が見られる腰痛について、社会福祉施設、小売業及び陸上貨物運送事業を重点として、職場における腰痛予防対策指針に

基づき、あらゆる機会を捉え、腰痛予防対策に係る指導を行う。

- ・ 腰痛の予防に係る安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減が期待できる介護機器を導入し、人力による抱え上げをしない介護・看護の普及促進を図る。
- ・ 荷の積卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る方策について、厚生労働省の検討結果を踏まえ、必要な対応を行う。

#### **(ク) 熱中症の予防**

- ・ JIS 規格に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 厚生労働省から、熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供があった場合は、その普及を図る。

#### **(ケ) 職場における「危険の見える化」の推進**

- ・ 働き方の多様化が進む中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。
- ・ 日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策の普及を推進する。

### **イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者及び外国人労働者の労働災害の防止**

#### **(ア) 高年齢労働者対策**

- ・ 高年齢層の労働者が被災する割合が増加するとともに、転倒災害や腰痛が増加傾向にあることから、「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」等を活用した指導を推進する。

#### **(イ) 非正規雇用労働者対策**

- ・ 業務経験期間の短さ等により、相対的に労働災害に被災しやすいと考えられる非正規労働者については、雇入れ時等の安全衛生教育の徹底・内容の充実、健康診断の実施とその結果に基づく措置等の的確な実施を図る。
- ・ 小売業や飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、

経験年数 3 年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

#### (ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・ 技能実習を終えて帰国した外国人労働者等について、建設業、造船業又は製造業の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、外国人労働者が被災する労働災害の発生件数の増加が危惧される状況にある。こうした点を踏まえ、関係府省と連携して、外国人労働者を雇用する事業場に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適正に対処するための指針」に基づく安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の実施、健康管理の実施等の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。
- ・ 技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入れを行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

#### ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

建設業における一人親方等については、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施、必要な対応について検討するとともに、委託事業により実施される安全衛生対策に係る研修会への参加を促進する。

### (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

#### ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第 1 号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成 28 年 2 月 23 日基発第 0223 第 5 号等。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け及び医療機関向けマニュアルについて、佐賀産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及を図る。
- ・ 佐賀県地域両立支援推進チームの活動等を通して、企業、医療機関等の関係者

の具体的連携を推進する。

## イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携した総合的な支援の仕組みづくりを進める。そのため、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成に取り組むとともに、佐賀産業保健総合支援センター等による治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。

## (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

### ア 化学物質による健康障害防止対策

#### (ア) 化学物質による健康障害防止対策

特定化学物質障害予防規則等の特別規則による健康障害防止措置の実施やラベル表示及び SDS 交付の対象としている物質は 663 物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663 物質以外の化学物質がその危険性や有害性が情報伝達されないままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きが認められる。

化学物質の危険性又は有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことから、これらの危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられることのないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。

#### (イ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

事業者による化学物質の管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示や SDS による情報について理解を深められるようにしたり、保護具の正しい着用方法等の具体的な内容を習得できるようにしたりするなど、その充実を図る。

## イ 石綿による健康障害防止対策

### (ア) 解体等作業における石綿ばく露防止



建築物の解体工事等において、適切に石綿ばく露防止措置が講じられるためには、解体工事等の発注者が石綿の有無等に応じて必要な安全衛生経費を負担することが重要である。発注者が低額で短期間の工事を求め、施工者も低額で短期間の工事を提示することで契約を得ようとすることにより、必要な石綿ばく露防止措置がおろそかになることを防止するため、こうした石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策を強化する。

#### (イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、こうした情報の保存を推進する。

#### ウ 受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。

#### エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 九州電力玄海原子力発電所においては、2018年に再稼働することが見込まれること、1号機の廃止措置が開始され、非汚染設備の解体撤去工事が始まったこと等から放射線障害防止を始めとする総合的安全衛生管理についての的確な指導を行う必要がある。
- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を図る。

#### オ 粉じん障害防止対策

粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

### (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

#### ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み

労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業の

マネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップによる取組方針の設定・表明、積極的な取組を推進する。

#### **イ 業界団体の体制整備の促進**

- ・ 労働災害の防止に向けては、業界団体による自主的な取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。
- ・ 労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策を検討するとともに、労働災害防止団体が行う労働災害防止活動に対して、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

### **(7) 国民全体の安全・健康意識の高揚等**

#### **ア 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施**

高校及び大学等と連携し、高校生及び大学生に対して行う労働関係法令に係る講義において、職場における安全確保、健康管理及びメンタルヘルス等に係る基礎知識についても啓発を行う。

#### **イ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進**

身体活動は、抑うつや不安の発生の予防、これらの症状の改善に有用であることが明らかになってきている。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、広く国民のスポーツへの関心が高まることを踏まえ、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」が見直された場合は、同指針に基づき、運動実践を通じた労働者の健康増進を推進する。

**参考** 佐賀労働局第12次労働災害防止計画の目標と実績（概要）

（平成25年度～平成29年度）

《計画全体の目標と実績評価》

死亡災害ゼロを目指して、11次防期間中と比較して、12次防期間中における労働災害による死亡者の数を35%以上減少させる。：34 22人/5年以下！

**実績** 38人/5年 4人/5年 11.8%の増加 **未達成**

平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を15%以上減少させる。：1,020 867人/年以下の水準を早期に達成！

**実績** 1,108人/年 88人/年の増加（平成29年） **未達成**

12次防期間中最小であった平成27年で見ても1,054人/年で34人の増加

《重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種の目標と実績評価》

建設業対策【目標】死亡者の数を35%以上減少：11 7人/5年以下！

**実績** 17人/5年 6人/5年 54.5%の増加 **未達成**

林業対策【目標】死亡者の数を60%以上減少：5 2人/5年以下！

**実績** 1人/5年 4人/5年 80.0%の減少 **達成**

製造業対策【目標】機械災害による死傷者の数を20%以上減少：66 52人/年以下！

**実績** 73人/年（平成29年） 7人/年 10.6%の増加 **未達成**

《労働災害件数を減少させるための重点業種の目標と実績評価》

第三次産業対策

【目標】小売業：死傷者数を20%以上減少：92 73人/年以下！

**実績** 87人/年（平成29年） 5人/年 5.4%の減少 **未達成**

【目標】社会福祉施設：死傷者数を10%以上減少：49 44人/年以下！

**実績** 94人/年（平成29年） 45人/年 91.8%の増加 **未達成**

道路貨物運送業対策【目標】死傷者の数を20%以上減少：128 102人/年以下！

**実績** 122人/年（平成29年） 6人/年 4.7%の減少 **未達成**

《健康確保・職業性疾病対策》

メンタルヘルス対策、過重労働対策、健診有所見者への対応、化学物質障害防止等実施